令和２年３月26日

各事業所　管理者　様

今治市健康福祉部

高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症による介護サービス

事業所の臨時休業の実施状況報告について（依頼）

　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市介護保険の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、標記の件について、愛媛県から調査依頼がありましたので、お忙しいところお手数ですが、下記のとおり報告をお願いします。

記

１　報告対象

（1）臨時休業の要請によらず、感染防止の観点から、事業所の判断により、自主的に臨時休業を実施している事業所

（2）学校等の休業に伴う人手不足を理由として、事業所の判断により、自主的に臨時休業を実施している事業所

２　報告対象サービス

（1）通所・短期入所系

　　　　 通所介護（地域密着型、認知症対応型、療養通所介護を含む）、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（注1）、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、看護小規模多機能型居宅介護（注1）、短期利用認知症対応型共同生活介護

（注1）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、通い、宿泊及び訪問のすべてのサービスについて休業を行った場合のみ休業している事業所とみなす。

（2）訪問系

　　　　 訪問入浴介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

３　報告周期

1. 前週の月曜日から日曜日の間の休業状況を毎週月曜日10：00までに報告する
2. 月曜日が休日の場合は、直後の平日10：00までに報告する
3. 該当がない場合は報告不要

４　報告書類　　別紙　実施状況報告書

５　報告方法　　報告書をメール（kourei@imabari-city.jp）又はFAX（0898-34-5077）で報告してください。

問合せ先

 今治市　高齢介護課　介護保険係

 Tel（0898）36－1526 Fax（0898）34－5077

E-mail：kourei@imabari-city.jp